

勧告等措置区分（台風等対策）

泉州港

「第一体制(避難準備勧告)」の措置内容

- 1 気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。
- 2 在港船舶は、荒天準備を行ない、必要な避難体制を整えること。
- 3 危険物積載船は、早めに荷役を完了するか又は見合わせること。
- 4 工事作業船は、工事等を早めに中止し、時機を失することがないように安全な場所への避難を開始すること。
- 5 小型船舶は、時機を失することがないように陸揚げ又は安全な場所への避難を開始すること。